

認定事例

(災害補償課)

会議出席のため大型自動二輪車で移動中、対向車線を走行する自動車と正面衝突し、療養開始後、1年6か月が経過した事案（傷病補償年金の適用）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 副団長（45歳、1年6か月経過時47歳）

2 災害発生日

平成26年9月8日

3 災害発生状況

分団長会議・訓練説明会に出席するため自宅から開催会場の防災センターへ大型自動二輪車で移動中、前を走行していた自動車が急ブレーキを踏んだため衝突を回避しようと右にハンドルを操作したところ、車線をはみ出してしまい、対向車線を走行する自動車と正面衝突（自賠責の適用外）

4 傷病名

右上腕部骨幹部骨折、右大腿骨開放骨折、第4第5腰椎横突起骨折、右肋骨多発骨折、右腸骨骨折、両恥骨骨折、骨盤骨折、仙骨骨折、左腓骨神経不全麻痺、右大腿切断端MRSA（Methicillin-resistant Staphylococcus aureus、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）感染症、右大腿皮膚瘻

5 治療経過

平成26年9月8日

A県立病院に入院、四肢の血行再建のための血栓除去術並びに右大腿の骨折観血的手術及び動脈バイパス移植術を施行

平成26年10月9日

右下肢への真菌及び細菌の感染（MRSAを含む。）が鎮静化せず、40度の高熱が持続し、貧血も進行したため、右下肢の温存が無理となり、右大腿骨切断術を施行

平成26年10月30日

右上腕骨に対し骨折観血的手術（プレートによる骨接合）を施行

平成26年12月5日

右義足を装着し、歩行訓練開始

平成27年2月28日

退院し、以後は通院

平成27年4月1日

右上腕骨の偽関節（骨ゆ合プロセスが完全に停止したため骨に異常可動性があるもの）に対し難治性骨折超音波治療法を開始

平成27年8月23日

MRSA感染により右大腿切断端の腫脹から排膿

平成28年2月15日

右大腿へのMRSA感染に改善がないためデブリードマン（壊死組織を除去し創を清浄化することで他の組織への影響を防ぐ外科処置）を施行

平成28年3月7日

右上腕骨の骨ゆ合を確認したが、右大腿へのMRSA感染が再燃したため再びデブリードマンを施行

平成28年3月8日

療養開始から1年6か月が経過（移行日）

6 担当医による今後の見込み（平成28年3月現在）

デブリードマン後もMRSA感染が再燃しているため創部を加療中で、場合によっては右大腿部を再度切断しないと、治ゆしない可能性がある。

認定事例

7 被災者の就労状況(平成28年3月現在)

右大腿のMRSA感染により安静を要するため、全部休業しなければならない。

【説明】

災害補償制度における「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態(療養の終了)となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態(症状の固定)に達したときをいう(障害等級の決定について(昭和51年12月17日付け消防消第152号、消防庁消防課長通知)第1の1の(1))。当基金では、療養開始後1年6か月を経過した日(移行日)において傷病が治っていない場合又は必要の都度、療養の継続性について検討するため、療養の現状を報告することとしている(支払請求書の様式に関する規程(昭和49年7月16日基金規程第3号)第4条)。

そして、移行日以後において、次に掲げる要件を満たしている場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金が支給される(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年11月8日政令第335号。以下「基準政令」という。)第5条の2)。

- 1 負傷又は疾病が治癒していないこと
- 2 その傷病による障害の程度が傷病等級(第1級～第3級)に該当していること

なお、傷病補償年金が支給される場合であっても、療養補償は引き続き行われるが、休業補償については、傷病等級に該当することとなった日の属する月の末日で終了する。これは、長期間にわたり療養する者の中には、療養継続中であっても実質的に労働能力を全部喪失したと認められ

る者もあり、このような者に対しては、休業補償よりもむしろ、障害等級第3級以上の場合に支給される障害補償年金に相当する補償を行い、その保護を厚くすることが適当であるため、傷病補償年金制度が設けられた経緯による。

以上のことを踏まえ検討したところ、傷病補償年金への適用のうち、まず、移行日以後において傷病が治癒しているかどうかという点については、移行日の属する月において、担当医が「デブリードマン後も感染が再燃しているため創部を加療中で、場合によっては右大腿部を再度切断しないと、治癒しない可能性がある」と報告している。MRSA感染は肺炎、腹膜炎、敗血症、髄膜炎など様々な重症感染症を引き起こすおそれがあるため、この感染が継続している限り、療養の効果を期待し得る状態にあり、症状は固定していないと考える。

次に、傷病等級に該当しているかどうかという点については、仮に右大腿切断が治癒したときの障害の程度は、障害等級第4級第5号「一下肢をひざ関節以上で失ったもの」に該当し、第3級よりは1級下位の等級となってしまう。しかし、治癒していない移行日の状態にあっては、右大腿のMRSA感染により安静が必要で、全部休業している状況にあり、つまりは労働能力を全部喪失している。また、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年9月26日総務省令第110号。以下「省令」という。)別表第1に定める傷病等級第3級の各号では、

- 一・二 (略)
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの

五 (略)

六 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

とされており、「常に労務に服することができないもの」には身のまわり処理の動作の自用を弁ずることはできるが、療養管理上労務に服することが禁じられているものを含むとされているため(傷病等級の決定について(昭和52年6月30日付け消防消第66号、消防庁消防課長通知)第1の2の(2)のア)、本件の全部休業している状況は、第6号にある「常に労務に服することができないもの」に該当していることとなる。したがって、傷病等級第3級第6号と評価して妥当である

と考える。

以上のことから、本件災害による公務傷病に係る療養については、提出された療養の現状報告書等から検討した結果、開始から1年6か月が経過した平成28年3月8日において治ゆの状態になく、かつ、その傷病による障害の程度が、省令に定める傷病等級第3級第6号に該当するため、基準政令第5条の2の規定による傷病補償年金への移行が妥当であると判断した。

なお、本件では休業補償の支給は基準政令第5条第3項の規定により平成28年3月末日で終了し、傷病補償年金の支給は同条第1項の規定により同年4月分から開始したが、同年6月にMRSA感染症が消退し、治ゆとなったため、同月分をもって傷病補償年金の支給は終了した。